

平成27年 第1回  
茨城県南水道企業団議会  
定例会会議録

(平成27年2月19日)

茨城県南水道企業団議会

平成27年 第1回  
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成27年2月19日(木) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1．議席の指定

日程第2．会議録署名議員の指名

日程第3．会期決定の件

日程第4．議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第2号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

日程第5．一般質問

出席議員	議長	8番	椎塚俊裕	議員
		1番	五十嵐辰雄	議員
		2番	若泉昌寿	議員
		3番	柳井哲也	議員
		4番	小松崎伸	議員
		5番	鈴木かずみ	議員
		6番	中根利兵衛	議員
		7番	糸賀淳	議員
		9番	伊藤悦子	議員
		10番	桜井昭洋	議員
		11番	関戸勇	議員
		12番	染谷和博	議員
		13番	佐藤隆治	議員
		14番	佐藤清	議員

欠席議員 なし

説明のための出席者

池 邊 勝 幸	企 業 長
藤 井 信 吾	副 企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
遠 山 務	副 企 業 長
藤 原 勘 一	事 務 所 長
小 暮 一 郎	次 長
亀 田 誠 男	次 長
細 谷 雄 一	経 営 企 画 課 長
野 中 治	会 計 課 長
天 津 俊 一	業 務 課 長
地 湧 喜 順	工 務 課 長
海 老 原 敏 夫	管 理 課 長
吉 岡 正 裕	管 理 課 長 補 佐
角 田 裕	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

根 本 昌 実	局 長
雑 賀 勇	係 長
杉 本 弘 樹	書 記
棟 方 章 太	書 記

平成 27 年第 1 回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
議案第 2 号 平成 27 年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算について

平成27年第1回茨城県南水道企業団議会定例会  
議案質疑

議員	質疑の要旨
1 伊藤 悦子	<p>1 議案第1号</p> <p>1. 料金徴収方法にクレジットカードによる徴収を加えることについて導入の理由 導入の要件、費用、利用見込みについて。27年度予算を含めて説明してください</p> <p>2. 議案第2号</p> <p>1. 2ページ 債務負担行為について 具体的内容は</p> <p>2. 16ページ 貸倒引当金 具体的内容は</p> <p>3. 25ページ 浄水費 値下げを求めることについて</p> <p>4. 26ページ 委託料 配水場運転監視保守管理業務委託の減について 給配水管路台帳管理システム補正等業務委託の増について</p> <p>5. 29ページ 委託料 公営企業会計支援業務委託料について</p>
2 関戸 勇	<p>1 議案第2号について</p> <p>1. 27年度水道会計予算説明における水道事業の今後の見通しについて</p> <p>2. 茨城県が進めている水源開発(4ダム建設)の今後の県南水道企業団への負担をどのように捉えているか</p> <p>3. 支出明細書について、受水費の中にある基本料金の考え方を改めて問う</p> <p>4. 有収率向上の取り組みについて</p>



## 一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 鈴木かずみ	<p>1 水道事業のあり方について</p> <p>1 . 基本的な考え方を問う            低廉で安心、安全な命の水を住民に提供すること。水道は住民の財産である</p> <p>2 . 人口減少時代、節水意識の高まりを背景にどう水道事業を継続、維持していくか</p> <p>2 地域水道ビジョンについて</p> <p>1 . 将来人口の想定について</p> <p>2 . ビジョンの遂行はどのように進展を図っているのか（平成25～33年度、9年間）</p> <p>3 . 普及率の拡大について            未普及人口の早期解消（龍ヶ崎72.0%、牛久85.3%、取手86.4%、利根99.3%）            「政策的施策をもって、さらに普及率を向上させなければならない」とあるが、どのように政策的施策を図っていくのか            一つとして配水管新設事業があげられているが、これまで新設事業がどのように実施され、それによってどの位普及率が上げられているのか            新設事業費は平成22、23、24、25年度ではどうか。比例して普及しているのか            事業費をかけることに道を引くが、実際の普及率向上にはつながっているのか</p>
2 伊藤 悦子	<p>1 水道料金について</p> <p>1 . 料金体系の見直しについて</p> <p>2 . 水道料金基本料金10m<sup>3</sup>以下の世帯数と引き下げについて</p> <p>2 県西広域との統合について</p>

議 員	質 問 の 要 旨
3 関戸 勇	<p>1 安心で安全な水道について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 乳幼児を持つ家庭で水道水を飲料水として使用していない実態について</li> <li>2 . 利根川からの水道水に含まれた放射性ヨウ素 1 3 1 の対応で「甲状腺検査」の実施を国に求めよ</li> <li>3 . 中層マンションなどでの水道直結方式について</li> </ol> <p>2 再度、震度 7 クラスの直下型地震への対応について問う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 水道施設の被害について復旧するまでの期間をどのように捉えているか</li> <li>2 . 県南水道と参加行政との連携について</li> </ol>

午後 1時30分 開 会

椎塚俊裕 議長

ただいまから平成27年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員数13名。5番、鈴木かずみ議員、遅刻の通告があります。  
定足数に達していますので、会議は成立いたします。  
これから本日の会議を開きます。

---

日程第1 議席の指定

椎塚俊裕 議長

日程第1、議席の指定を行います。

このたび新たに茨城県南水道企業団議会議員に選出されました柳井哲也議員の議席は、  
会議規則第4条第2項の規定により、3番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

椎塚俊裕 議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、11番 関戸 勇議員、12番 染谷  
和博議員、両名を指名いたします。

日程第3 会期決定の件

椎塚俊裕 議長

日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思いを。ご異議  
ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

椎塚俊裕 議長

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定します。

日程第4 議案第1号及び議案第2号

椎塚俊裕 議長

日程第4、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池邊勝幸企業長。

<池邊勝幸企業長 登壇>

池邊勝幸 企業長



本日は、平成27年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、ここに開会出来得ますことを心から感謝申し上げます次第であります。

本会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

まずは、牛久市の12月定例議会において、柳井哲也氏が本企業団の議員に選出されたこと、心からお喜びを申し上げます次第であります。

つきましては、当企業団の健全なる運営のために、卓越なるご意見を賜り、企業団が常に経済性を発揮し、公共の福祉を増進することができるように、ご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

当企業団の水道事業は、昭和37年に茨城県南水道組合として設立され、昭和39年10月から龍ヶ崎市内へ給水を開始してから50年を経過したところであり、歴史をかいま見れば、昭和40年から昭和50年代の高度経済成長に伴い、この県南地区にも急激な人口増加とともに、水道の普及が急速に進み、その需要に対応するため、施設整備を短期間に行った経緯があります。

その当時に整備された水道施設が、近年、続々と更新時期を迎えていることから、今後、老朽度の高い施設を順次、計画的に更新していかなければなりません。そのための膨大な費用が見込まれております。

一方で、人口減少社会の到来も間近に迫っております。企業団を構成する地域の人口統計の推移、新規住宅の着工数からも明らかであり、また、水需要も国民意識や産業構造の変化による節水型社会が進んでいることから、給水収益は減少傾向となっております。同じ理由により、給水収益を補っている加入金も以前のように入ってきておりません。このように費用の増加が見込まれる中、収益は減少傾向にあり、今後の事業経営はますます厳しくなると認識せざるを得ないことを、議員の皆様方にもご理解をお願いする次第でございます。

本定例会に上程いたします平成27年度予算案は、地方公営企業の会計基準が改正されて2年目となる予算書であります。民間企業の会計基準を最大限に取り入れ、以前の会計制度より経営状況を見えやすくする目的で法改正されたものでございますが、改正された会計基準の中に、資金を伴わない収入、長期前受金戻入が計上されております。財源にならない収入があることで、単年度の成績が、見た目にはよく見えることに問題があると認識しております。

このことについては、誤解、錯覚のないように、昨年5月に水道利用者の全戸にチラシを配布し、また各構成市町の広報紙へお願いして、住民説明を行ったわけであり、

公営企業にあっては、需要者側の十分な理解が得られるよう、経営の実態を伝えることが大事であると考えております。

企業団の水道事業が将来にわたって持続可能なものにすることが、事業者の使命だと強

く認識するものであります。

本日の定例会には、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例と平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算の2件を提案しております。

議案のご説明に先立ちまして、平成26年12月末現在における平成26年度予算の執行状況について、ご報告申し上げます。

業務の概要についてであります。給水人口は24万3,047人であり、平成25年度の決算数値と比較いたしますと51人の増、普及率につきましては相変わらず83.9%でございます。

また、総給水量は1,930万3,470立方メートルで、予定水量に対しまして72.4%、有収水量は1,736万5,737立方メートルで、予定水量に対しまして74.4%となり、有収率は89.9%であります。

次に、財務状況であります。企業団の主な財源であります水道料金の収入は38億7,231万9,101円で、予算額に対しまして74.3%、加入金の収入は1億6,054万5,000円で、予算額の62.1%となっております。

次に、建設改良工事の施工状況について申し上げます。

配水管の布設及び布設替工事等32件を発注し、工事費の総額は7億2,531万8,000円で、予算額に対する執行率につきましては89.5%となっております。

平成26年度の執行状況につきましては以上のとおりであります。地方公営企業の経営の基本原則であります健全化を図りつつ、企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である安全・安心な水を利用者にお届けしながら、公共の福祉を増進するように運営してまいりますので、今後とも議員各位のご理解のほどをお願い申し上げます。

それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、料金の徴収方法にクレジットカードによる指定代理納付者の方法を加えようとするものであります。

議案第2号は、平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算についてであります。

この予算書は、新地方公営企業法施行規則に定められた様式に基づき作成されております。

それでは、様式に従ってご説明いたします。

第2条は、当企業団の業務活動の基本的な目標とする業務の予定量を定めたものでございます。給水戸数は10万2,079戸、年間総給水量は2,600万立方メートル、1日平均給水量は7万1,038立方メートル、主要な建設改良事業の工事費は8億6,778万円となっております。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出についてであります。これは企業団の財政運営に係る経常的な経営活動の収支額を示したものであります。

水道事業収益の総額は59億6,435万円を予定し、前年度予算額と比較しますと2.3%の減

となっております。そのうち、企業団の主な財源であります水道料金収入及び加入金収入等の営業収益は55億2,911万2,000円を予定し、水道事業収益の92.7%を占めております。

次に、営業外収益として、先に述べました資金を伴わない利益である長期前受金戻入4億3,020万9,000円が発生するものであります。

支出につきましては、水道事業費用の総額は54億7,173万2,000円を予定し、前年度予算額と比較しますと2.9%の減となっております。主なものを申し上げますと、営業費用が53億1,176万で、そのうち茨城県企業局に支払う浄水費は27億6,172万7,000円を予定し、営業費用の51.9%を占めております。

営業外費用は1億5,711万2,000円を予定し、そのうち借入金に対する支払利息は6,364万7,000円でございます。

また、特別損失として70万円を計上しておりますが、これは過年度損益修正損で、その中身は過年度の水道料金の調定減でございます。

以上が第3条の収益的収支であります。

企業団は、5年前から体質改善に取り組み、委託料、人件費等の縮減を含め、事業費全体のコスト削減を図り、企業として経営努力を続けております。その結果をもってしても、従来の会計基準による当年度純利益は919万4,000円しかございません。

今後、当企業団の水道事業は、抜本的な経営改革を行わなければ、持続ができなくなるという実態を知っていただくとともに、その経営判断をする重要な時期に既に入っていることを議員の皆様方にご理解をお願いする次第であります。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出についてであります。この予算は、建設改良工事の施工及び企業債の償還等にかかわる費用であります。

収入につきましては、総額2,809万1,000円を予定しております。その内訳といたしましては、消火栓設置工事の負担金が864万円、下水道工事に伴う布設替工事負担金が1,945万1,000円となっております。

次に、支出につきましては、総額で12億2,153万1,000円を計上しております。

その内訳を申し上げますと、建設改良費は9億6,718万1,000円を予定し、そのうちの工事請負費は8億6,778万円で、内容といたしましては、配水管布設工事費が2億3,652万円、配水管布設替工事費が5億3,784万円、消火栓設置工事費が864万円となっております。

また、企業債償還金につきましては2億4,895万円を予定しております。

資本的収入及び支出の概要は以上であります。11億9,344万円の支出資金が不足いたしておりますので、その補てん財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,139万4,000円、減債積立金1億1,257万1,000円、過年度分損益勘定留保資金10億2,947万5,000円を予定しております。

次に、第5条は、債務負担行為をすることのできる事項、期間及び限度額を定めたものであります。これは平成27年度から平成31年度までの5年間について、配水場等水道施設

管理業務委託費1億9,546万8,000円、平成27年度から平成29年度までの3カ年について、量水器検針、交換、開閉栓事務業務委託費3億5,368万1,000円を限度額とした長期継続契約を予定したものであります。

次に、第6条は、営業費用と営業外費用との間で各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

次に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてであります。職員給与費が5億4,493万円、交際費が20万8,000円となっております。その経費の性質上、予算の流動的な執行になじまない経費として定めたものでございます。

次に、第8条は、棚卸資産購入限度額であります。4,890万6,000円を予定しております。棚卸資産である材料と量水器については、企業団の経営活動に支障を来さないように常に一定の数量を貯蔵品として保管しており、法に基づき購入限度額を定めておくものであります。

以上が本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

椎塚俊裕 議長

以上で提案理由の説明が終わりました。

午後1時51分、5番、鈴木かずみ議員出席であります。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。

9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

9番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして質疑を行います。

初めに、議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

この条例の改正は、料金の徴収方法にクレジットカードによる方法を加えるものです。そこでお伺いいたします。

導入の理由について。導入の要件、費用、利用見込みについて。また、議案第2号の27年度予算を含めて説明をお願いいたします。3点目、滞納したら、どのような内容になるのかお伺いをいたします。

次に、議案第2号 茨城県南水道企業団水道事業会計予算書についてです。

1点目は、2ページの債務負担行為についてです。配水場と水道施設管理業務委託について、業務委託の委託先の現状、契約期間5年の理由、業務内容について。量水器検針、交換、開閉栓事務業務委託について。業務委託の委託先の現状、契約期間3年の理由、業務内容についてです。

2点目です。25ページ、浄水費についてです。浄水費は27億6,172万7,000円で、事業費の51.9%を占めています。仕入れが事業費の半分以上の企業ということ自体が、なかなか考えられないことです。県南広域水道事業は、25年度決算では約18億700万円の黒字になっています。黒字分で浄水費の値下げをするよう強く要求をすべきではないでしょうか。本年度の取り組みについてお伺いいたします。

次に、契約水量についてです。契約水量を実態に合ったものにしていくことが必要だと考えます。27年度予算での契約水量と実際に使用するとされる水量の差、その費用の差額は幾らになるのでしょうか。

3点目です。26ページ、委託料、配水場運転監視保守管理業務委託3,866万4,000円についてです。昨年より約1,200万円の減です。理由をお伺いいたします。

次に、同じ委託料、給配水管路台帳管理システム補正等業務委託1,935万1,000円についてです。昨年より960万円の増です。その理由をお伺いいたします。

4点目です。29ページ、委託料、公営企業会計支援業務委託料47万3,000円についてです。理由と今後の必要性についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、議案第1号 料金の徴収方法にクレジットカードによる徴収を加えることについてであります。まず、導入の理由といたしましては、近年、お客様からの要望が多く寄せられるようになったことや、お客様が手続をパソコンや携帯電話で行えるため、利便性が非常に高いこと、また、当企業団としても指定日に一括で納付されるため、督促や領収書等に係る経費の削減や事務の効率化が図れることが導入の理由であります。

次に、申し込みの要件であります。用途が家事用で口径が25ミリ以下のメーターを設置しているお客様の上下水道料金及び下水道料金であります。

取り扱いの範囲については、1回の請求金額が、上水道を使用しているお客様は5万円以下の上下水道料金、下水道のみを使用しているお客様は1万円以下の下水道料金となっております。

次に、費用についてであります。基本使用料が月額1万5,000円、請求データ処理料が1件につき10円、代理納付システム利用料が領収金額の1%となっております。平成27年度予算においては、利用率を5%の5,208件見込み、初期導入費の30万円と初回登録処理料15万6,240円を合計した471万9,948円を予定いたしました。

次に、カード払いの未納者についてでございますが、毎月、代理納付業者に請求依頼の

データを送付し、利用確認がとれないお客様については、企業団から納付書を発行いたします。また、代理納付業者から企業団に一括で納付された後に落ちなかったものについては、クレジット会社からお客様へ請求することになります。

次に、議案第2号 債務負担行為についてであります。具体的内容といたしましては、平成27年度においては、業務委託が2本であります。配水場等施設管理業務委託と量水器検針、交換、開閉栓事務業務委託であります。2本とも平成26年度で契約が切れるため、新たに契約をするものであります。

それでは、初めに、配水場等施設管理業務委託について説明いたします。

今まで積算基準というものがなく、業者見積もりによるものが主でありましたが、全国の水道事業者から日本水道協会に積算基準を作成してほしいと要望が寄せられ、平成25年3月に、水道施設管理業務第三者委託積算要領案が完成いたしました。当企業団も、この要領案をもとに委託業務内容を見直し、仕様書、特記仕様書等を作成しました。

次に、量水器検針、交換、開閉栓事務業務委託についてご説明いたします。

従来は、検針業務で1本、開閉栓業務で1本をそれぞれ債務負担行為として契約しておりました。量水器交換は単年度契約をしておりましたが、平成27年度からは、この三つの業務を一本化し、事務の効率化を図ろうとするものでございます。

それで、ちょっと順不同になりますが、先に、貸倒引当金のほうを。次に、貸倒引当金について、具体的な内容であります。会計制度見直しに伴い、未収金の評価を行い、回収することが困難と見込まれる額、すなわち将来欠損するであろうと考えられる額を貸倒引当金として、平成26年度より計上することになりました。

未収金から差し引くという考えで、より正確な期間損益計算を行うことと、財政状態の適正な把握を行うことができるものであります。

その算出根拠といたしましては、未収金残高と欠損の実績値をデータとして、過去3年の平均実績率を求め、調定の発生年度ごとに5年分の貸倒見積高を算定したものであり、毎年、新たに実績率を再計算し、不足分を繰り入れる差額補充法で計上してまいります。貸倒実績率の求め方は、実際に年度ごとの欠損した金額を、その年度の未収金で除して、3年分の率をそれぞれ求め、その平均をとったものです。

しかし、破産債権に伴う未収金については、ほぼ回収不能な状態であるため、全額貸倒引当金として計上し、調定発生年度より5年経過後に欠損処理するまで、貸倒引当金に計上されます。

平成27年度予算といたしましては、平成26年度末現在の未収金残高4億7,816万3,000円に対して、貸倒引当金3,748万8,000円を計上し、平成27年度中に調定発生より5年経過した未収金689万1,000円を貸倒引当金より欠損処理いたします。当年度中に発生した調定の未収金も含めて、未収金残高4億9,078万3,000円に対して貸倒引当金を再度計算をして、不足分645万2,000円が補充され、平成27年度末の貸倒引当金は3,704万9,000円となります。

次に、浄水費の値下げを求めることについてであります。料金値下げの要望については、毎年、企業団単独の要望書と県南広域受水団体連盟での要望書の提出を行っているところでございます。

今年度も、去年の9月29日に要望書を提出してまいりました。

今年度の企業団の要望書は、正副企業長と給水区域内の県会議員5人の連名による要望書とし、当日も、正副企業長4人と県会議員3人に同行いただき、要望書の提出を行ってまいりました。

企業局長室において、午後の1時30分から約1時間半に及び、企業長から平成25年度の11億を超える大幅な赤字決算の概要、これは企業団のことで、受水費の占める割合が50%を超え、10円89銭の原価割れで供給している費用構成比の実態、また、体質改善、経費削減に全力で取り組んできた経営の努力、人口減少社会の到来による給水収益や加入金の減少、加えて、施設の老朽化と耐震対策に係る莫大な費用についても説明を行いました。

また、県企業局の大幅な黒字が続く経営状況や平成11年に7円値上げした使用料金についても包括外部監査人は、収支予測と実績の乖離が大きく、結果から見れば値上げをしなければ黒字決算が続いたと意見として報告していることを指摘し、強く料金値下げを要求してまいりました。

今後についても、料金値下げの実現に向け引き続き粘り強く要望を行ってまいりたいと考えております。

今後の取り組みについてであります。やはり原価割れ供給の要因である受水費の抑制が県南広域受水団体の共通課題であることから、共同した取り組みを進めるため、要望書の提出だけでなく、広く意見交換の場を設け、その中で県に対し、現行料金の見直し及び平成29年度以降の料金算定の試算に係る経費及び水量についても、県と受水団体の定期的な協議の場を設けていきたいと考えております。

次に、委託料の配水場運転監視保守管理業務委託の減についてであります。先ほどの債務負担行為についての質疑でもお答えをしましたが、日本水道協会にて、水道施設管理業務第三者委託積算要領案が平成25年3月に完成しましたので、平成26年度で契約が切れる運転監視保守管理業務委託を見直すことになりました。要領案では、職種の基準、業務の範囲、巡視点検、就業形態等、細かく明記されており、従来の内容を大幅に変更いたしました。

仕様書、特記仕様書の内容がレベルアップし、業務内容も大幅に増えましたが、落札業者の企業努力によりまして、5年前の契約額より大幅な減額となったわけでございます。

次に、給配水管路台帳管理システム補正等業務委託の増についてであります。平成26年度末でリース期間満了となるサーバの更新に伴い、データの移行、更新ソフトの導入で645万4,080円、古くなった地図データを最新の状態にするための費用と竣工図のファイリングの増で317万5,200円、合わせまして合計で962万9,280円の増となりました。

次に、公営企業会計支援業務委託料についてであります。平成27年度には、地方公営企業会計制度見直し後、初めての平成26年度決算を行います。その際、決算書作成の支援及び検証をしていただく予定であります。

これまでの会計基準の知識を持った担当職員であっても、新たな会計基準への対応はかなりの知識向上が求められています。移行後、まだ日が浅く事例が少ないため、現在も問題点や不明な点が発生した場合には、電話等による質問を行い、回答を得ております。

また、新たな会計基準におきましては、会計部門以外の職員の知識向上も求められており、平成26年度には、委託業者による係長クラスを対象とした職員研修会を4回ほど行っております。

新たな会計基準の知識を職員がある程度習得するまでは、公営企業会計支援業務委託を継続してまいりたいと考えております。

1回目の質問に対しては、以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問をさせていただきます。1回目、貸倒引当金のことについて、ちょっとこちらのほうで抜かしてしまいましたが、丁寧な説明ありがとうございました。よくわかりました。

2回目の質問です。

クレジットカードによる徴収方法なんですけれども、これは下水道も一緒にとということだったんですけれども、そうすると、下水道関係、龍ヶ崎市でしたら市が担当しているんですけれども、例えば取手ですと下水道組合ということになるんでしょうが、それとの打ち合わせは、もちろん十分行っているということなんでしょうけれども、その辺について、1点、お伺いいたします。

それと、浄水費の引き下げの取り組みについては、今までよりも本当に詳しくやりとりがあったんだというふうに私も感じているところなんですけれども、本当にこのことを解決しない限りは、水道料金のこと、市民にとっても大変なわけなんですけれども、そうしますと、27年度については、水量についても少しずつその検討の中に加えていくということなんですけれども、そこを含めて具体的に何回そのような取り組みを行おうとしているのか、具体的にわかったら、もう少しお伺いをしたいと思います。

それと、債務負担行為が入札になるんですけれども、その入札方法について、どんな感じなのかをお伺いします。

それと、債務負担行為の量水器の検針、交換、開閉のことなんですけれども、今まで量水器の検針については、人がやはりやっていて、そこをだんだん少なくしていくというこ



とでしたが、27年度については、どんな状況なのかお伺いをいたします。

以上で2回目の質問を終わりにします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

伊藤議員の2回目の質問にお答えいたします。

初めに、クレジットカード払いに関して各構成市の下水道組合と協議をしているかということですが、クレジットカードに限らず、下水道料金の徴収一元化ということで協定を各市町と結んでおりますので、その中で対応できるものとなっております。

それと、浄水費の引き下げ、水量も含めて、県と今後どのように回数とか決まっているのかということですが、特に回数とか定期的なものとか決まってはおりません。先ほど申し上げましたように、県南広域との意見交換をした中で、我々単独でも企業団としても積極的にやっていきますし、県南広域の団体としての意見としても県の企業局とは、できるだけやっていきたいと考えております。回数は特に定めて何月何日とか、そういうことではありません。積極的にやっていきたいということです。

それと、債務負担行為のほうのことにつきましては、業務課長のほうからご答弁申し上げます。

椎塚俊裕 議長

天津俊一業務課長。

< 天津俊一業務課長 登壇 >

天津俊一 業務課長

業務課の天津です。よろしく申し上げます。

伊藤議員のご質問にお答えします。

量水器検針業務委託の個人委託が平成26年度で終了になります。個人委託は現在25名、検針委託全体の約2割となっております。個人検針員の場合、急な体調不良や家庭の諸事情により突然休まれることがあります。法人委託の場合、指定検針日を守ることができ、お客様に心配や迷惑をかけることはありません。平成27年度は、126万4,000件で7,710万4,000円を予定いたしました。

以上です。

椎塚俊裕 議長

角田 裕配水課長。

< 角田 裕配水課長 登壇 >

角田 裕 配水課長

伊藤議員のご質問に対して、ちょっと抜けている点があったと思いますので、ご説明さ

せていただきます。

1回目の答弁の中で、たしか5年間にした理由は何かということをご質問なされたと思うんですが、所長のほうの答弁に欠けたと思われるので、簡単に説明したいと思います。

この業務委託は何年がいいかというものがはっきりしたものがないんですが、課内でいろいろ議論したんですが、単年度契約の案、それから、3年の案、それから、5年にしてはどうかというような議論をずっとしてきたんですが、会社が毎年かわることになりますと、引き継ぎ業務や研修等で2、3カ月が最低必要になりますので、これでは単年度では無理でしょうということで、3年か5年かということで議論したんですが、前回は5年でやってきまして順調にきたということで、今回も5年でやろうという課内での案がありまして、事務所長と企業長へも相談した結果、5年でいいということになりました。

それと、入札についてということで2回目の質問がなされましたけれども、先ほどから所長が申しているとおり、日本水道協会で積算要領案というものができましたので、これをもとに配水課としてはいろいろ勉強をしたんですが、まずは有資格者を選定して入札という形になりました。11月に施行されました。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

11番（関戸 勇 議員）

11番、日本共産党の関戸です。2号議案につきまして、通告に従い、ご質問をさせていただきます。

最初に、予算書の中で、今後の企業団の運営について、抜本的な経営改革を行わなければ持続できなくなる実態を知っていただくとともに、経営判断をする重要な時期に既に入っているというふうにしております。抜本的な経営改革とは何かということについてお聞きしたいと思います。

次に、平成25年度の第2回の議会のときに、県の水道事業について触れました。当企業団の支出の中で、浄水費、大変大きいものであります。厳しい県南水道企業団の企業会計、こういうことから、当企業団に水を売っている茨城県水道企業局の水道事業決算をそのときにも示しました。平成23年度までの四つの広域水道全部が、県の決算で大きな黒字、全体で169億3,725万という数字でございました。その後、平成24年、25年、資料2をごらんいただきたいと思いますが、資料2で示しますように、このいずれも24年も25年も水道事業の決算は黒字であります。実に224億円を超える県の水道会計であります。当企業団も入る県南広域は、特にその中でもずば抜けて123億という黒字になっております。全体の55.14%を県南広域の大きな黒字が占めております。当然、老朽化した施設の整備など

があるでしょうが、茨城県水道企業の決算状況から県水の値下げは十分できると考えるのであります。県南広域全体の行政で、この間、努力をされて受水費の値下げを求めています。こうした点について、県はどのように回答しているのか、お答えいただければと思います。

三つ目に、県の水のマスタープランについて、資料の3を25年度の議会のときにも紹介しました。その後も、県の人口は減少を続けております。また、節水器の普及で1人当たりの使用量も減少しています。どう考えても、これ以上の水源開発は不要と考えます。この下の一番下が給水実績、上が給水人口、給水人口予測、そういうグラフになっておりますけれども、そういう中で、ご存じのように、県も加わる八ッ場ダムの本體工事が計画から63年経過して始まりました。さらに、霞ヶ浦導水事業、これも水資源開発が大きな事業になっております。これも再開しました。この二つに、思川開発や湯西川ダムなど四つのダム開発、全て茨城県が加わり、資料1のように、総額で1,900億を超える負担になるでしょう。その結果として、県の水道水の単価が大きくなるのが予想されますが、今後の当企業団への負担について、どのように捉えているかお聞きをしたいと思います。

四つ目には、八ッ場ダムの治水効果について、専門家の中でも大きく意見が分かれてきました。私も現地を3回見てきました。有識者が検討委員会で述べたように、ダムが完成して水がたまれば、奈良県の大滝ダムのような地滑りの危険があると。利根川に接する茨城県は、河川改修や堤防強化などを含む治水対策こそ求めるべきです。どう考えても、この意味でも水源開発は必要ないと治水の面からも考えるのであります。どうお考えでしょうか。

さて、具体的な決算の中、25ページの受水費の中に占める基本料金、この件について、改めてお聞きしたいと思います。基本料金が使用料金よりも高い、そういう設定になっております。この経過についてお聞かせください。

6番目に、有収率向上のためについてです。この有収率を向上させる大変大事な企業団としての課題だと思えます。不明水について、その中でお聞きしたい。前の議会で受水槽の清掃などで流す、排水をする、捨てる水は、この水道の水はそれほどでもないという答弁をいただきました。私も前回の有収率のデータをいただきまして、本当にどういう状況なのかといろいろ調べて回りました。受水槽の数や清掃による排水量、こういうものがしっかり把握できているのかということについて、そういう点から影響がないと答えたのか、その根拠についてお聞かせいただきたいと思います。

7番目、小中学校などに受水槽があります。この受水槽の入り口には、ほとんどの場合、量水器がついていると思えます。どのくらい入っているかということをしっかり捉えることができると思えます。しかし、受水槽も清掃をすると、年に1回清掃をするということになっておりますので、清掃した際に捨てる水の量はどのように計算しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

8番目に、マンションなどが次々にできていきます。当然、受水槽があります。この受水槽の入り口には、今は量水器がほとんどありません。清掃などに使用する排水する水量、どのように計算されているでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。

この問題を取り上げているのは、私は過小ではないと、大きい問題だと思っているからであります。法律に基づいて受水槽の清掃が行われ、清掃の際に必要な最低限の水を使うように事業者に求め、排水する水量を安全基準をもちろん考慮しながら減少させるべきだというふうに考えるものであります。ぜひ、その検討について、いかがお考えでしょうか。

以上9点について、お聞きしました。よろしくお願ひします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

関戸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、議案第2号 平成27年度水道事業会計予算説明における水道事業の今後の見通しについて、当企業団の水道事業は、抜本的な経営改革を行わなければならない、その経営判断をする重要な時期に入っていると説明していることについて具体的にお示しくださいとのこととありますが、提案理由の中で、平成27年度予算、第3条収益的収入及び支出についてご説明申し上げましたとおり、従来 of 会計基準による実体としての当年度純利益は、919万4,000円でしかないことを説明しております。

平成26年度予算より新会計基準に移行されておりますが、その際、改正内容については十分説明を行ってきたわけでございます。

特に、第3条の収益的収支の長期前受金戻入については、資金を伴った収入でないことをご理解いただいたものであります。この収入によって、経営判断を間違えないようにと、公認会計士から意見が出されたこともご承知のことと存じます。

平成27年度予算の説明で、事業収益の総額を59億6,435万円、費用総額を54億7,173万2,000円としております。これだけの事業規模を持った公営企業が、実質的な当年度利益が919万4,000円でしかありません。

冒頭の企業長挨拶の中でも申し上げておりますが、当企業団の水道施設も、近年、続々と更新時期を迎えており、この更新時期に膨大な費用が見込まれております。具体的には、平成43年度までの建設改良工事計画で226億円かかると試算しています。しっかりした財政計画を立て、その資金を用意しなければなりません。

安易な料金の値上げをしないために、いかにしたら水道事業が持続できるかを判断する重要な時期にあり、そのために経営改革が必要であることをご理解いただくため、説明に加えたものでございます。

経営改革の具体的な中身をお示しくださいとのこととありますが、既に平成27年度予算

にも反映させております。

職員の給与明細書に記載のありますとおり、人件費を前年度比較で説明しておりますが、給料が1,843万円の減、手当が1,515万円の減となっております。今年度末の退職者が7名、新規採用予定者3名としております。退職者のうち5名が定年退職であります。職員構成の中に、新たに非常勤職員の規定を設け、3名を非常勤職員として採用するものでございます。

水道事業は、特に技術継承が課題となっているところから、経験を生かした職種で一般職として、新人育成を含めた職務内容を予定しております。

既存の職員構成に捉われない考え方も改革の一つでございます。

また、委託料についても縮減を図っております。特にIT部門における大きな費用として、水道料金調定等電算事務委託料がありますが、平成19年度には、これに係る委託料が9,063万円でありましたが、委託先での処理方法を自庁処理とするなど、見直した結果、現在では3分の1以下の2,463万円まで縮減されております。さらに平成27年度の委託料のうち、配水場等水道施設管理業務委託と量水器検針、交換、開閉栓業務委託においても縮減を図っております。

配水場等水道施設管理においては5年契約とし、現行と比較した場合で、年額で1,100万円の縮減となり、5年間の総額では5,500万円の縮減ということになります。

もう一つの量水器検針、交換、開閉栓事務委託においては3年契約とし、事務の効率化とスケールメリット効果を目的とし、一本化を図り、平成27年度で711万円の縮減、3年間の総額で2,158万円が縮減されております。

あわせて、業者側の企業努力も相まって、年額では1,811万円の費用削減となっております。

公営企業の経営には、経済性、効率性を最大限に発揮しなければならないという使命があります。そのために、抜本的な経営改革を進めるという意味でございますので、ご理解を賜りたくお願いいたします。

次に、県南広域受水団体連盟で受水費の値下げの要望を行っているが、県の回答はということですが、茨城県企業局の回答は、単年度黒字は維持できるが、平成34年度には2億円程度になり、長期的な見通しにおいては、赤字は出ない見込みであるが、八ッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業に係る負担金、管理費、完成後の減価償却費の発生による大幅な費用の増加、また、企業局が計画している浄水場の改築工事や更新工事及び管路の耐震化等に多額の費用が必要であり、施設の改築、更新には国庫補助が見込まれないため、将来の料金値上げにつながらないよう、自己資金の活用を図り、平成26年度から平成28年度の期間を算定した結果、現行料金を据え置きとした。平成29年度以降の料金設定についても、算定期間の経費及び水量について適正な試算を行い、基本料金及び使用料金を決定していくとのことあります。

また、水道を取り巻く環境は、大変厳しい状況であり、水道事業体が抱える諸問題についても、積極的に支援していきたいとのことであります。

次に、県が進める水源開発による企業団への負担についてであります。初めに、ハッ場ダム建設再開については、国の政策であり、凍結期間には、十分に議論、検証がされた上での継続決定なわけで、茨城県も、これに賛成の方向で進んできたわけであります。

将来的な水の確保だけでなく、治水の観点から見れば洪水調節機能が高く、利根川流域での洪水を軽減する役割もあります。また、利水の観点から言えば取水制限を大幅に軽減することができます。さらに、水力発電としての活用も計画されているところでございます。

また、霞ヶ浦導水事業についても、国の指示を受け、関東地方整備局は、平成22年からダム事業の検証に係る検討を実施し、平成26年5月に事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、対応方針案を決定いたしました。

これを受け、国は平成26年8月、コスト、実現性等から現計画案が優位であると判断し、事業継続を決定いたしました。

茨城県は、霞ヶ浦の水質浄化、利水対策、新都市用水の確保、湯水対策など、あらゆる面から見て、霞ヶ浦導水事業を積極的に進めてほしいとの見解を示しております。

しかしながら、県南広域水道用水供給事業は十分に水が足りているわけで、現在、県が進めている県南西地域広域的な水道整備計画における水需要調査においても、県南広域のほとんどの団体が新たな水は要らないと回答しております。将来的な水需要の減少傾向を考えても、先ほど申し上げましたハッ場ダム建設や霞ヶ浦導水事業に係る負担金やダム管理費、完成後の減価償却費の発生による大幅な費用の増加、また、茨城県企業局が計画している浄水場の改築工事や更新工事費及び管路の耐震化等の費用、これらの費用増加が受水費に転嫁されることのないよう事業の経過を注視しながら、強く訴えていきたいと考えております。

それと、これ以上の水源開発は必要ないと考えるが、企業団の考えはとのご質問でありますが、今も申し上げましたが、水源開発は国の政策であり、十分に議論、検証された上での継続決定であります。ダムの必要性についても、関係機関の報告による客観的な考えを述べさせていただきました。

ただし、利水については、当企業団の水需要計画において、平成32年の1日最大8万4,100立方メートル、これをピークに、その後減少すると予測しており、将来的な水の確保は必要ないと考えます。

しかし、茨城県は、利水対策、新規都市用水の確保という点で、しっかりした水利権を早く確保したいとしております。茨城県の将来的な水の確保により、増加する費用負担が受水費に転嫁されることのないよう強く訴えてまいります。

次に、支出明細について、受水費の中にある基本料金の考え方についてであります。

受水費の基本料金が使用料金より高い要因については、茨城県の用水供給事業の料金は、昭和63年度から二部料金制が採用されております。この二部料金制につきましては、費用のうち、資本費に当たる費用を基本料金で、維持管理費に当たる費用を使用料金で回収するよう料金設定されたものであります。

基本料金を設定する際の基礎となる経費は、主に減価償却費と支払利息であります。この固定的な費用が料金算定当時の県南広域用水供給事業における総費用の約60%を占めていたことが、基本料金が使用料金より高く設定されている要因であります。

次に、有収率向上のための不明水についてであります。受水槽の清掃で使用する水量は、年1回、受水槽1杯分で清掃したとして計算した場合、受水槽の入り口に量水器が設置されていないところは455件で、水量は6,370立方メートル、年間総給水量の0.02%になります。小中学校のように受水槽の入り口に量水器が設置されているところは628件で、水量は7,651立方になります。

清掃業者への節水清掃、これの周知の方法については、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

11番（関戸 勇 議員）

2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

2番目に質問をしました茨城県の水事業、そういう意味では、例えばハツ場ダムにかかわる6都県、1都5県全体で見ても、日本水道協会によると、利根川流域で1都5県で1日最大給水量は、92年の1,418万立方メートルがピークで、12年度には1,190万立方メートルと16%も減っていると、節水器の普及と意識の向上というのが要因だと、日本水道協会は見解を出しています。こういう点では、茨城県だけでなく、1都5県全部が使わないと、そういう状況の水あまりにあるという状況であります。つくれば、当然、そのつくった費用の負担をするということで、先ほど答弁あったように、非常に大きな負担になっていくと。県とのお話の中で、今大きな黒字は平成35年度には減ってしまうということですが、つまり、このダムの完成によって負担が大きく膨らんでくるということなわけですが、その後も、企業団に負担のかからないようにするというふうに県が答えたということですが、つまり、これ以上上げないよというふうに答えたのかどうか、そこだけお聞きしたいと思っております。

次に、有収率のところでお聞きします。今答弁いただきました。私はいろいろ調べてきましたけれども、受水槽の清掃は、大体二つの槽に別れていますから、半分ずつやるんですけれども、最初に、半分の槽が50センチぐらいまでに下がったときに清掃しているんだ

というふうに思うんです。そういうことで計算しても、ある貯水槽の場合は、それだけで36トンになります。36トンの水を排水するということになるんです。私は非常に大きいというふうに思っています。そういう意味では、排水についても、しっかりやっぱりメーターでつかむと、把握をするということが必要ではないかというふうに思っています。それは、実際に給水槽を清掃する業者が、やはり最少必要限の水で清掃をすると、していただくということが大変重要だと思っているんです。そういう点で、そういうことをしっかり位置づけるべきではないかというふうに思います。先ほど調べていただいておりますけれども、やはりそうはいつでも大きな水道ですから、ぜひ、そこをしっかりと位置づけていただけないだろうか、2回目の質問です。

以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

関戸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど、企業団、県南広域あわせて要望していることについての県の値下げへの回答ということですが、その中で、料金を上げないためにやっているんだということと、それは、料金を上がらないのかと、上げないということをはっきり言っているのかというような質問かと捉えたんですが、将来的につながらないよということを行っているんで、あくまで、もう今後上げませんという回答と捉えられないとは思いますが、要するに今現在26、27、28と3年間、またその後、先ほども言ったように29年度以降も3年ごとに料金の見直しをするわけではありますが、そのときの算定基礎となる費用や収入、その中で、その費用について蓄えておくと、そうすれば、そのときに上げなくても済むような方向に行くのではないかというような言い回しであろうかと思えます。ですから、あくまで今後料金値上げは絶対しないというような回答ではございませんでした。

それと、受水槽については、工務課長のほうより答弁させます。

椎塚俊裕 議長

地湧喜順工務課長。

< 地湧喜順工務課長 登壇 >

地湧喜順 工務課長

工務課の地湧です。

関戸議員のご質問のとおり、受水槽の不明水というのは非常に重要と我々も認識しております。先ほど所長が言いましたように、清掃業者への周知、これをこれから検討、研究したと考えております。

以上でございます。



椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで関戸 勇議員の質疑を終わります。

これで議案第1号及び議案第2号の質疑が全部終わりました。

討論

椎塚俊裕 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

11番（関戸 勇 議員）

日本共産党関戸でございます。

議案第1号、第2号について、反対の答弁をいたします。

まず、第1号ですが、この議案は水道料金の納入について、これまでの方法にクレジットカードでの料金納入について追加するものであります。新たに企業団とクレジット会社との契約を行うのですが、そういう意味では、県南企業団にクレジット会社から水道料金が入るというシステムになります。納入手数料が少し上がるが、コンビニでも納入が可能となり、クレジット会社のポイントが付加されるなど、水道使用者に利便性があるという声があるというふうに説明をされています。

しかし、このクレジット会社への支払いが滞納した場合、これまでと異なりクレジット会社と使用者との相談になる、ここが大変心配されるところであります。クレジット会社は全くの営利企業です。例えば納入が遅れ延滞金が発生し、この延滞金も大きな収入源というふうにいわれている。そういう意味では、やっぱり公的な県南企業団とは異なるわけです。これまでのように、本当に親切な、懇切な対応ができるのでしょうか。また、滞納した場合の利息など、問題が起こらないでしょうか。

いま一つは、ご存じのように、クレジット会社は、より多くの契約者をふやすことを目的としています。ポイント制などのさまざまな特典をつくっています。これも、しかし、将来にわたって続くのかという点があります。そういう意味では、さまざまな使用料金、また、税金も含めて、こういう支払い方法が増えていきますけれども、やはり検討すべき点があるというふうに考えます。

そういう点から、今、1号議案、決めるべきじゃないと反対をするものであります。

次に、第2号についてであります。

安倍内閣の経済政策によって、不公平な状況、大企業や富裕層、投資家には大きな利益、多くの国民は反対に消費税の増税も重なって大変厳しい家計、そういうことですから、どう無駄をなくし、水道料金をどれだけでも、少しでも少なくしようという努力をするわけ

です。しかし、現状では、基本料金は10立米ですから、5立米使おうと6立米使おうと10立米と、大変厳しい状況にあるというふうに思います。

しかも、国は、27年度の予算にも見られるように、さらに、巨大ダムを初めとした大型公共事業、息を吹き返しています。中でも、ハッ場ダムの本体工事、霞ヶ浦導水事業も再開されました。議案の質疑でも述べましたけれども、この水を使用する1都5県全てが、水が余る、これ以上の水源開発は必要ない、しかし、つくればお金がかかるわけですから、当然、その負担をするということになります。千葉県東総広域水道企業団は、また千葉市は、この導水事業からの撤退をもう既に表明をしています。

また、治水という点でも、本当に治水の効果があるのかと、検証委員会の中でも大きく意見が分かれた点であります。国の会計検査院は、この治水について、計画が過去の水害の被害額を大きく上回っているんじゃないかというふうに指摘をしています。つまり、治水をする上での算定方法が違うんじゃないかという指摘であります。私も、水道、ダム問題についてかかわってきた1人として、そういう会議の議事録や、また、経過を見てきましたけれども、本当に治水上も大きな問題があるというふうに思わざるを得ません。

霞ヶ浦導水事業では、導水の目的でもある水質浄化、この導水事業は、水としての、水道としての利用だけではなくては、水質浄化また洪水対策という目的があります。しかし、水質浄化で見てもCODで0.8ミリグラムしか減少できないというのは、これは誤差の範囲で事業の効果を保証するものではないという専門家からも指摘されています。また、国のここでも会計検査院から那珂川や利根川から霞ヶ浦に水を入れる浄化対策について、ほかの水質改善策まで求められているのが現状であります。

このように、水源開発、さまざまな問題ある。これを続ければ、今ある県の黒字はすっ飛んでしまいます。今でも292万人で462万人分の水道の負担をしている、これが2035年には250万人で621万人分もの負担になる。つまり、これだけ給水が増えるという想定をしているからであります。そういう意味では、大幅な原水の値上げになると。ですから、こういうことについて、水源開発から茨城県が撤退すること、これをしっかり求める、原水の値下げを求める、この努力は評価をするものの、そもそもの根本的なところにしっかり改善を求めるということが大変大事だというふうに私は思います。そのことが、県南水道企業団としての今後の水道会計を維持し、企業団としても、しっかり安心・安全な水を供給するという上で、極めて重要な姿勢だというふうに思います。この姿勢が、やはり欠けていると言わざるを得ません。

そういう意味で、2号議案にも反対をするものであります。

以上です。

椎塚俊裕 議長

そのほかありませんか。

次に、賛成の方の発言を許します。

< 発言する者なし >

椎塚俊裕 議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決

椎塚俊裕 議長

これから議案第1号及び議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

< 賛 成 者 起 立 >

椎塚俊裕 議長

起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

議案第2号 平成27年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

< 賛 成 者 起 立 >

椎塚俊裕 議長

起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時10分といたします。

休 憩 午後 2時57分

---

再 開 午後 3時08分

椎塚俊裕 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 一般質問

椎塚俊裕 議長

日程第5、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。5番、鈴木かずみ議員。

< 5番、鈴木かずみ議員 登壇 >

5番（鈴木かずみ 議員）

皆さんこんにちは、日本共産党の鈴木かずみです。一般質問を行います。

1点目、水道事業のあり方についてです。

基本的な水道事業についての考え方を伺います。言うまでもなく、水は人間が生きてい

く上で欠かすことのできない命の源であることであります。水道事業は、あくまでも低廉で安心・安全な命の水を住民に提供すること、これが基本であるとどなたも考えておられるところと思います。水道は住民の財産であることから、まず、水道事業の基本的な考え方について伺います。

2としまして、今、時代背景としては、人口減少時代に入り、節水意識の高まりを背景に、どう水道事業を継続、維持していくかという点について伺います。

大きな2点目、地域水道ビジョンについて。県南水道企業団水道事業地域水道ビジョンは、平成25年の3月に発行されております。平成25年の2月に策定された水道事業基本計画書には、平成18年度に策定された地域水道ビジョンの見直しを図り、基本計画は平成24年度から43年度の20年間を計画期間とするとあります。その地域ビジョンについて、数点の質問をします。

一つには、将来人口の想定についてです。国のほうでは、平成25年度、厚生労働省健康局は新水道ビジョンを発表したことは既にご承知のことです。そこには、今後の人口減少傾向は確定的であり、このことは水道にとって給水人口や給水量も減少し続けることを意味します。

水道ビジョンの改定までの時代は、水道は拡張を前提に老朽化施設の更新事業に対応するために、さまざまな施策を講じなければならないという水道事業者がこれまで経験したことのない時代が既に到来したといえますとしてあります。ここから読み取れることは、縮小していく社会に合わせて拡大し続けた水道事業施設を混乱なく整理、縮小していくことが、これからの水行政のあるべき姿であると、基本的に、そういう方向ではないかと考えられます。

一方、県の統計課が発表した今年1月1日現在の県人口によりますと、県は11年連続の減少となった。県の長期水需要計画（いばらき水のマスタープラン）これは2020年を目標年次に、1人1日最大給水量を450リットル、1日最大給水量を143万1,000リットルと予測をしています。水需要計画は人口予測が基本になりますが、11年改定の県の総合計画では、県の人口を2020年に285万人、2025年には245万人から255万人に減少すると予測しました。県の総合計画で人口減少を予測しながら、長期水需要計画では、1日1人当たりの最大給水量を1.2倍、1日最大給水量を1.4倍に増やす計画となっています。給水実績は10年前からほとんど伸びず、この計画とは大幅に乖離していることが問題です。この点についての県の姿勢ですから。しかし、当企業団にとっても、このような考え方は大きく影響すると考えられるところがございます。

県南水道企業団においても、2014年の1年間で、牛久市がわずか411人増加しているものの、取手市がマイナス247人、龍ヶ崎市がマイナス360人、利根町がマイナス207人と減少している状況があります。国は人口減少時代に合わせた事業の推進を提起し、県は実態に合った計画改定をしていないのであります。そのもとにある県南水道企業団としては、ど

のような対応をしていくのか、大きな問題であります。その点について伺います。

2としまして、ビジョンの遂行はどのように進展を図っているのかということです。平成25年から33年度、9年間でありますが、事業費をかけることに道を引くといいますが、言い換えれば、水道管の新たな布設など、公共事業を推進するが、それが実際の普及率の向上にはつながっていないのではないかと。その点について、どう努力をしているのかということです。

例えば未使用の公共施設はどうなっているのか。そばまで布設管が引かれていても、なぜ利用に至らないのか。個人の未使用者の要因と解決策については、どのように分析し、解決を図ろうとしているのか。水道料金が高いために、加入金が高いために、管がそばまで来ていてもつながらないという実態もあると象徴しております。さまざまな点について、どのように分析をしているのか伺います。

3としまして、普及率の拡大についてです。地域水道ビジョンでは、企業団の構成市における人口の伸び率の鈍化により、将来人口も平成33年では約26万人の推定としています。普及率については、給水普及率は実績値と計画値を比較すると、全体に下降傾向になっている。企業団全体の水道管につないでいない未普及率は、平成22年度では4万9,620人、10年後の平成33年度でも3万9,900人、全国の平均水道普及率というのは、平成22年度で97.5%、県の平均値は92.5%、それに対して当企業団の普及率は81.9%であります。全国からしても、県からしても、大変低い普及率となっているわけです。

このビジョンの中でもいわれておりますが、龍ヶ崎市の普及率が低いため、かなり低い値で推移しており、普及率を向上させるためには、未普及地域への配水管路布設を促進させなければならないとあります。しかしながら、未普及地域は配水場と離れた地域であり、今後、新設しなければならない管路布設事業は、延長、口径とも、かなり大規模になります。そのような事情を考慮して当企業団では未普及人口を減少させるため、可能な限りの普及伸び率を向上させることを施策目標としますというふうにビジョンに書かれているわけです。当企業団の課題が低普及率の解消策であることをはっきり明記されております。

それでは、現在の各市の普及率がどうなっているのか。龍ヶ崎市では72%、牛久が85.3%、取手が86.4%、利根町が99.3%であり、先ほど言いましたように全体平均でも81.9%というわけです。このとりわけ低いといわれる龍ヶ崎の72%、際立っているわけです。未普及人口の早期解消というふうにはうたっておりますが、それをどう捉え、拡大を図る考えか。政策的な施策をもって、さらに普及率を向上させなければならないとありますが、どのような政策的施策を図っているのか。また、具体的な解決策について、どのように考えているのかという点について伺います。

また、配水管の新設事業ということがひとつ挙げられると思いますが、これまでの新設事業がどのように実施され、それによってどのくらい普及率が上げられているのか。ビジョンでも、低普及率の解消はなかなか進んでいないことに関連し、普及率向上のために管

路新設を考慮しますとありますが、幾ら管路を新設しても、公共事業としてお金をかけても、それに比例した普及が図られていないということのほうが問題ではないかと思えます。新設事業費は、平成22年度、23年、24、25年度、過去においてどのようになっているのか、その推移についても伺いをいたします。

今回、水道ビジョンから普及率についての質問をしておりますが、この人口減少時代に、どう対応した施策をもって水道事業を確立していくかは喫緊の課題となっているわけです。先ほど来のハッ場ダムが無駄な水源開発、霞ヶ浦導水事業などは、もってのほかであります。県南水道企業団においても、水道管の新たな布設事業にどれだけ今後もお金をかけるのか、これまでかけたのか。そのかけた事業費に見合った給水というのができなければ、何のための事業かわからなくなるわけです。それどころか、利用者の負担は増え、高い水道料金に対する引き下げの住民要望に答えられない状況を当企業団がみずからつくり出してしまうということにもつながりかねないのであります。費用対効果、そして、現にこれまで拡張してきた布設管に対して、どうつなげ、給水事業の拡大につながっているのか。拡張した分に見合っているのか。水道ビジョンでも、そここのところが課題だといっておりますが、本気で取り組んでいかなければ事業の効果もできないわけでありまして。さまざまな企業努力が説明、これまでもされておりましたが、普及率の向上というのは、企業としての経営努力の大きな部分ではないかと考え、質問する次第です。

しかし、私どもは、そのために布設事業をどんどんしてほしいということを行っているわけではありません。これまでの布設したことに対して、どのように効果的に活用されているのかということが今回の質問の視点であります。また、全て水道につなげるとということが最良とも考えておりません。井戸との競合性なども含めた上で、事業のあり方について伺います。

以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。亀田誠男次長。

< 亀田誠男次長 登壇 >

亀田誠男 次長

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

水道事業のあり方について、その基本的な考え方についてのご質問でございますが、地方公営企業法の全部適用とする水道事業は、経営の基本原則を法第3条で次のように規定しております。地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進するように運営されなければならない。ここでいう企業の経済性とは、企業一般に通ずる経営原則としての合理性と能率性を主として指すものでございます。より安全・安心な水を安定して住民に供給することが、水道事業の使命でございます。

水道は、言うまでもなく重要なライフラインであります。東日本大震災の災害時におい

ては、住民の命をつなぐ、まさに命の水であることを強く認識いたしました。蛇口をひねれば、安全で安心な水が出ることは、利用者にとって何の不思議もない、当たり前のことになっていますが、この水道水を供給する水道事業の責務は重大であると考えております。

限られた財源により、効率的かつ安定的に事業運営が維持できるよう、職員一丸となり取り組み、持続可能な経営を目指す所存でございます。

次に、人口減少、節水意識の高まりを背景に、どう水道事業を継続、維持していくのかというご質問でございますが、ご承知のとおり、今、全国の水道事業が共通して抱えている大きな課題でございます人口減少時代を迎え、将来的に水需要の伸びが期待できない中、今後発生する老朽化施設の更新、耐震化など、対応をしていかなばなりません。

関戸議員の議案質疑の中でも答弁いたしておりますが、当企業団の水道施設も、近年、続々と更新時期を迎えております。それに備える資金を用意しなければなりません。そのために経済性、効率性を最大限に図るため経営改革を進める必要があるわけでございます。

先の答弁で、当年度における人件費の削減、委託料の縮減を申し上げたところですが、それ以外のコスト削減、この可能性もまだまだあるわけでございます。また、老朽管対策、耐震化対策においては、国からの国庫補助金、これが拡充されると示されております。交付金を受けられる対象事業となるものは、積極的に活用してまいりたい方針でございます。

次に、将来人口の想定についてであります。平成24年度に更新しました当企業団の基本計画、行政区域内人口の説明ですが、先ほど鈴木議員の質問の中でありました普及率が私どもの数値と違っておりましたので、先ほど全体での普及率81.9%というふうに言われましたが、ただいま当方では83.9%でございますので、よろしくお願いたします。

24年度に更新をいたしております当企業団の基本計画、行政区域内人口では、構成市町全体の推計で、平成32年度まで微増を続け、30万1,900人で上昇のピークを迎える予測となっております。

しかし、構成市町の実績人口は、全体では平成23年度から既に減少が始まり、平成25年度までの3年間で、年間約500人の減少が続いております。

次に、ビジョンの遂行はどのように進展を図っているのか、また、事業費をかけて普及率の向上につながっているのかとのご質問であります。要望等により新規に水道整備を行う地域については、地域住民に対し説明を行い、水道の安全性をアピールし、加入促進を図り、普及率の向上に努めております。

また、公共施設等につきましては、各構成市町の担当課を通じて水道加入を積極的にお願いしているところであり、普及率の向上につながっているものと考えております。

次に、未普及人口の早期解消、どのように政策的施策を図っていくのかについてありますが、現在の未整備地域への管網整備は、構成団体の中でも地域条件によって非常に難しい課題がありますが、中長期的な計画に立脚した配水管の整備、更新は関係する道路部局と連携することにより、大きなコスト削減効果が期待されますので、これからも関係部

局と協議して配水管の整備、更新をしてみたいと考えております。

今後も、お客様に安全な水を安定的に供給できるよう構成市町の連携、協力をいただき、整備をしてみたいと考えております。

また、龍ヶ崎地区の普及率の伸び悩み解消には、加入促進や未整備地区の整備が不可欠でありますので、井戸水を使用しているご家庭への加入促進の方策、また、未整備地区への費用対効果、これを踏まえて、水道整備が普及効率の向上、これを施策目標と考えております。

次に、配水管新設事業がどのように実施され、どのくらい普及率が上げられているのかについてでございますが、水道未整備地区の水道要望箇所を精査し、費用対効果、加入件数を考慮し、新設事業を行っております。

また、新設事業による加入件数を含めた普及率は、具体的に、平成21年度は81.1%、平成22年度81.3%、平成23年度は81.9%、平成24年度83.5%、平成25年度83.9%と5年間で2.8ポイント上昇しております。

次に、新設事業費は、平成22年度から25年度ではどうかと、その事業に対して比例して普及しているのかについてでございますが、平成21年度から25年度までを申し上げます。

平成21年度は1億4,425万9,500円で105件、平成22年度は1億2,866万8,050円で180件、平成23年度は7,887万6,000円で85件、平成24年度は1億4,291万5,500円で79件、25年度8,946万2,700円で33件の加入となっております。必ずしも事業費に比例してはおりませんが、普及率向上につながっているものと考えております。

この費用についてですけれども、もちろん費用対効果というものも重要であります。公共の福祉の増進、この両輪というものも立てておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。5番、鈴木かずみ議員。

<5番、鈴木かずみ議員 登壇>

5番（鈴木かずみ 議員）

地域水道ビジョンにある政策的な施策をもって普及率を向上させなければならないという点について、私のほうも先ほど来申しておりますように、普及率は問題であるが、どんどん拡張事業にお金をかけて推進せよということはひとつも言っていないわけであり。現在までに拡張されたところがどうなっているのかということ、それから、住民の要望があって、水道につなげる住民がどれだけいたのか、増えているのか、そのような点も含めて質問をしたわけですが、なかなか、要望があってそここのところの管を布設しても、実際に今度、利用する段階になって、お金が高いからつなげないという住民がいるということも、私も承知しておりますけれども、それでいいのかということもありますし、なかなか、



難しい問題であることも承知をしております。やはり先日来申しておりますように、公共施設などで、そういうことが布設が可能であるところは、できる限りそういう努力をするということも含めて、企業団としてやらなければいけないことではないかと思えます。

また、企業団として努力をしていますが、各市の担当課がつかないと言え、それまでということもあるようでございますが、本当に真剣に対策を練ってやっていかなければ企業面としての住民の信頼を得ることはできないと考えます。その点について、踏み込んで伺いたいと思えます。

2点目としまして、水道ビジョンの中にあります業務指標ということがありまして、その他のデータから分析した企業団における現況と課題についてということの水需要の項目での課題についてです。そこでも、未普及人口の早期解消、普及率向上の促進、特に龍ヶ崎市の促進に配慮というふうに書いてあるわけです。現在は井戸水の影響から給水単価が安い、ただし、将来の地下水の枯渇、水質悪化に留意して給水単価が上昇することも配慮すると、そのようにこの水道ビジョンには書かれておりますが、このビジョンの各所に、未普及給水地域の早期解消を目指しますというふうになっているわけですが、この配慮をするという言葉がどんな意味なのか、曖昧でよくわからないというのがあります。どこに配慮するかで結果は全く別の方向にいつてしまうのではないかとと思われるわけなんです、この水道ビジョンについて、企業団の皆さんがつくられたものであればよくわかると思えますが、どうなのか。コンサルなどに頼んだのであれば、よくわからないというところも出てくるかと思うのですが、その点について伺います。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。細谷雄一経営企画課長。

<細谷雄一経営企画課長 登壇>

細谷雄一 経営企画課長

鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

政策的施策をもって、今後、普及率の低い地域を普及促進に配慮しますと、ちょっとまとめたの答弁になってしまいますが、やはり龍ヶ崎地区が構成市町の中でも一番低いというのが、一番、私どもの普及率が低い一つの要因ではございます。先ほどおっしゃいました水道事業にとりましては、将来水需要と人口推計は最も重要な基本的な考えであります。それと、当然、今後、費用対効果、更新事業にどのくらいかかるかというのをこれから当然計画を立てていくわけでございますが、やはり龍ヶ崎地区、ご存じのとおり、やはり水道管を前面道路に引きましても、なかなかいろいろな事情で入っていただけないということが非常に悩ましいところでございます。今後につきましても、安全・安心な水、いずれ井戸水は枯渇する、こういった可能性がございます。将来に向けて、やはり水道を引かれるよう加入促進活動もこれに尽きると思えます。政策的施策、これにつきましても、そのようにご理解していただきたいと思えます。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

地湧喜順工務課長。

<地湧喜順工務課長 登壇>

地湧喜順 工務課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の加入状況ということでございますが、公立、私立の幼稚園、保育園、学校施設等の加入状況は151件中138件が水道を使用しております。残り13件が井戸水を使用しております。それぞれの施設の財政状況もあろうかと思っておりますが、安全な水を安心して使っていただけるよう、これからも水道の加入を積極的にお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

5番（鈴木かずみ 議員）

答弁もれ、いいですか。

椎塚俊裕 議長

はい。

5番（鈴木かずみ 議員）

この水道ビジョン、コンサルがつくったのか、ここの企業団で独自につくったのかということを確認したいんですけれども。

椎塚俊裕 議長

亀田誠男次長。

<亀田誠男次長 登壇>

亀田誠男 次長

答弁もれがございました。

地域水道ビジョン、これ平成24年度に、見直して作り直しました。この作成の中身ですけれども、コンサルタント業者、もちろん委託してつくっておりますが、当然、水道の中身につきまして、担当スタッフチームをつくりまして参加させておりますので、業者任せ、コンサル任せではございません。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで鈴木かずみ議員の質問を終わりにします。

通告の順番に発言を許します。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

9番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、水道料金についてです。引き下げについてということです。

水道料金が高いは、多くの市民の皆さんの思いです。総務省が17日発表しました2014年度の総世帯、単身者を含む家計調査に寄りますと、1世帯当たりの消費支出は前年度とほぼ同水準ですけれども、実質では3.2%減で3年ぶりのマイナスとなっております。この減少率は、2006年以来3.5%の大きさの次となる消費税の増税や物価上昇に賃金の上昇が追いつかず、家計の実質的な所得が減ったことが影響しているといったことのようにです。

こうしたときこそ地方自治体は市民の暮らしをしっかりと守る、このことが仕事だと考えています。県南水道は、地方公営企業として公共の福祉を増進する経営の基本原則を担っています。生活が大変なときこそ公共料金の負担を少しでも軽くしてほしい、市民の切実な願いとなっているわけです。市民は、使わない水の分まで水道料金を払っているわけです。水道料金を引き下げてほしいという市民の声に応えるべきではないでしょうか。家事用料金の見直しについてお伺いをいたします。

次です。次に、県西広域水道事業との統合についてです。

県西広域水道との統合の話が数年前にありました。水道料金にも関係しますので、大変気になるところです。市町村の合併問題後しばらく途絶えていましたが、その動きはどうなっているのかお伺いをいたします。

1回目の質問といたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。亀田誠男次長。

< 亀田誠男次長 登壇 >

亀田誠男 次長

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

水道料金体系の見直しについてであります。今後の水道事業計画や財政計画を見きわめながら、中期的な見通しを立て、他の事業体の料金体系なども参考にし、研究してまいりたいと考えております。

次に、水道料金使用量10立方メートル以下の世帯数と、その引き下げについてであります。平成26年12月分の家庭用の世帯数、今現在、12月現在9万8,432件、そのうち0から5立方メートル以下の世帯数は1万5,311件、6立方から10立方メートル以下の世帯数は1万6,393件で、合わせまして10立方以下の世帯数は3万1,704件で全体の32.2%となっております。

基本料金引き下げを行った場合、仮に基本水量を5立方メートル、基本料金を700円に下げた場合、約1億8,000万円の減収となります。

また、平成25年度の決算においても供給単価と給水原価が逆転しており、原価割れ状態が続いております。この損失を給水加入金で補てんしている状況にあります。この加入金も年々減少傾向にあります。

基本料金の引き下げにつきましては、基本料金は、水道事業運営に必要な財源であります。安全で安心な水の供給が責務でございますので、現状では非常に厳しいものと考えております。ご理解のほどお願いいたします。

次に、県西広域との統合についてであります。この県南西統合に係る広域的水道整備計画は、平成13年に、県南、県西地域の全市町村が共同で茨城県知事に対し、水道法に基づく広域的水道整備計画の策定を要請したものであります。その後、市町村の合併等により、水需要の見きわめが不十分なことや、政権交代により、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業が国の検証対象となり、協議を中断しておりましたが、八ッ場ダム建設事業の継続決定や霞ヶ浦導水事業の継続案が示されたことで、平成26年度から協議が再開されました。

現在、茨城県は各水道事業者から提出された水需要調査結果、及び現在取り寄せ中の井戸等の施設整備状況調査表により、実施判断資料及び整備計画案を今年の3月までの納期で業者に委託しているところでございます。実施判断確定後、市町村等への説明を行って、市町村等の議会で同意をお願いするとのこととあります。

当企業団としては、平成13年度に県南西地域の全市町村とともに広域的水道整備計画の策定要請をしているものの、現在は要請当時とは状況が大きく変わっており、将来的に水需要の伸びが見込まれていないことから、今回の水需要調査においても新たな要望はしておりません。

また、茨城県は、統合により余剰水の融通メリットがあるとしておりますが、一方で、料金の見直しも遅かれ早かれ行うことになるとしており、1月29日に開催しました正副企業長会議において報告し、統合による広域的水道整備計画には同意しない方針を決定しております。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

<9番、伊藤悦子議員 登壇>

9番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問を行います。

水道料金の基本的な見直しについてなんですけれども、今後の事業計画、見きわめながら見直しをしていきたい、料金体系も研究したい、そこまで答えが出ました。ところが、実際に使っていない、基本料金10トンまでのことをお聞きしますと、10トンまで使っていない人は32.2%、前回ではたしか31%だったんですけれども、このパーセンテージがだんだん上がっていているというのが実態です。基本料金1,512円を10トンまで使っていないのに払っているわけですから、この点については、高齢者や単身者、そういった福祉の向上、そういうことを考えれば、やはりここは少なくともこの部分だけは改定をすべきだと思いますし、そこについての資金的な財源は、やはり県の浄水費を下げてもらおう。そ

れを本当に粘り強く、必ず下げるといふ、そういった方向で取り組んでほしいと思いますが、再度、そのことについてお伺いをいたします。

次に、県西広域水道事業との統合については、今回1月29日には同意しない方針を決定したというところでは、要するに統合ということは料金が必ず上がるということですので、住民にとってどうなのかといえ、それは大変困ることです。その辺については、本当によかったなというふうに思っています。引き続きこの点については、同意しないというところでは頑張ってもらいたいというふうに強く要望をしておきます。

以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。亀田誠男次長。

< 亀田誠男次長 登壇 >

亀田誠男 次長

伊藤議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

10立方以下の世帯数、これについての2回目、世帯数が前回の内容よりも件数としては増えている傾向にある、これはおっしゃるとおりでございます。核家族、1世帯当たりの人数構成が少しずつ下がっているのがデータでわかっております。例えば、これは構成団体の数値によって違いはございますが、今1世帯2.47人家族であるとか、2.45人、小数点2桁のところ、2位のところで差はございますが、少しずつ減少にあります。家族構成が少しずつ減ってきているという事実、これが10トン未満の世帯が増えている理由だと思えます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、それを引き下げることに、大きな収入源でありますところなくなりますので、もちろん企業努力でもって経営改善ができれば、当然、そちらのほうの考えもできてくるのかなと思いますが、当面、今、苦しいというところで、ご理解をいただきたいと思えます。

それと、県南西統合、先ほど、今後県に対して同意しない旨で強く向かう所存でありますので、ご報告いたします。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。9番、伊藤悦子議員。

< 9番、伊藤悦子議員 登壇 >

9番（伊藤悦子 議員）

経営改善というところで、経営改善ができれば10トン以下の料金体系も考えられる、こういうお話でした。その経営改善のことについて、やはり浄水費を下げるというところがやっぱり一番大事なことだと思うんですけども、その取り組みについて、質疑のときは、どれくらいやるかということについては、まだ、改修とか、その辺についてはわから

ないというお話でしたけれども、このことの取り組みについての強化について、改めてお伺いをいたします。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。藤原勘一事務所長。

< 藤原勘一事務所長 登壇 >

藤原勘一 事務所長

伊藤議員の3回目のご質問にお答えいたします。

茨城県に対する浄水費の値下げについて、もっと積極的に実現に向けて進めていただきたいということで、どういうことを今後考えているかというご質問であります。毎回、先ほども答弁しましたとおり、要望、これについては、毎年定期的にやっていくということで、県南広域の受水団体を集めて、それは毎年実施していくということは決定しました。

この県南広域の受水団体の皆さん集まってもらう会議にしても、こんなに、今年26年度ほど集まって行ったのは、私、当企業団が今回発起人になって初めてのことで、かなりみんな真剣に話し合いをして、どうしていったらいいのかやっているとあるところであって、確かなかなか実現するのは、先ほど県のほうの回答ということでもお話ししましたが、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水、また経費のことでいろいろ理由はつけて、なかなか値下げは難しい。ただ、毎年3年ごとの料金の算定のときには、また試算して考えますというようなことを言っているわけであって、それに対して、先ほども申し上げましたが、県だけじゃなく、今後、県南広域の受水団体と一緒に、そういう県に対する質問事項も考えて、県のほうの算定前に一緒に協議の中に入っていきたいと。そういうことでも一歩前進しているんじゃないかなと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、関戸 勇議員。

< 11番、関戸 勇議員 登壇 >

11番（関戸 勇 議員）

それでは、日本共産党関戸です。通告に基づいて、ご質問をいたします。

今日、資料を新たに4という資料をお配りしました。これは、県企業局の利根川、水海道浄水場から水道水を供給している常総市、2月2日に福島県民調査検討委員会で行われている福島県内の子供を対象にした甲状腺検査について、茨城の中で放射能汚染重点地域の子供についても対象を拡大するよう県に意見書を出したという記事であります

24年、25年と昨年も、今回4回目、この問題について触れることとなりますけれども、2011年4月20日からの利根川水系に含まれた取手浄水場の放射性ヨウ素131、このデータを県として出すようにということで、県南水道としても、この間、対応されてきました。し

かし、依然として3月15日以降4月の23日までの数値というのは公表がされておられません。これは危機管理という点で、埼玉、東京、千葉、各県が浄水場の管理という点で数値を出しています。こういう点から見たら、茨城県だけが危機管理がないというふうにはとても思えません。やはりデータを持っているというふうに私は確信をしています。そういう意味では、やっぱり公表をしてもらおうというのが非常に大事だというふうに思っています。

常総市長は、2013年、NHKが放送した見過ごされた放射性ヨウ素131の内容を、このテレビの放送を見て、直ちに甲状腺検査について検査費用の一部を実施しています。今回も、国にそういう要求をしながらも、引き続き市として検査を希望者に実施していくということを表明しております。チェルノブイリの原発事故でも、4年が経過した後で、甲状腺異常の子供が多数把握され、大きな問題となりました。今日まで続いているのはご存じのとおりであります。甲状腺は早期に発見をすると、これは単に癌というだけではなくて、さまざまなやっぱり障害が出てくるという点からも早く押さえると、大変大事だというふうに思っています。そういう点で、安心して安全な水を供給する企業団として、こういう点から、再度、県企業局にデータを出すよう求めるべきだというふうに思っています。いかがかと。

常総市に続いて水道企業団としても、私は、汚染重点地域の子供たちへの甲状腺調査などの健康調査を国に求めるべきだというふうに思っております。この今日お出しした資料4の2巡目で甲状腺癌という記事があります。これは、1回全部スクリーニングをして、その出た結果、長崎や長野ですか、青森ですか、そういうところのデータと比べて、そんなに変わらないんだというように福島医大の検討委員会は結論を出しておりましたけれども、1回目で異常なしとされた子供が、いきなり2巡目で甲状腺癌までいって出てきていると、疑いが7人増えているという点からも、やはり安心してできる水を求めている企業団としては、やっぱり大変重要だというふうに思っています。そういう点で、県に、そういう意味で健康調査を国に求める、県も含めてだと思っんですが、やっぱりそういうことは水道をつくっている企業団としてやっぱり大事なことではないかと、いかがお考えになるでしょうか。

以前の議会で、乳幼児を持つ家庭で、福島原発の事故以来、飲料水として水道を使わない家庭が増えているということについてお聞きしました。そのときは把握していないという答えでしたが、その後も、そうした傾向が私は続いているというふうに思いますが、企業団として実態を把握する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、放射能問題ではなくて中層マンション、特に5階建て、これに水道水を送っているんですが、受水槽で一旦受けてポンプアップして配水するという方式が取られています。できるだけ直結で送るとというのが、やっぱり企業団としては安心・安全という点でも必要なんではないかというふうに考えますが、こういう建物などで、大変地区年数が超えていきますと、施設の管理、維持、大変な費用がかかるということになります。そういう点で、

直結方式への強い要望が出されていますが、どのように考えられているかお聞きしたいと思います。

次に、地震対応について、再びお伺いしたいと思います。

去年の8月の議会で、危機管理マニュアルについてお聞きをしました。その後も、国も、さらに直下型地震での被害想定を変更しております。また、最近も、東北太平洋沖地震の余震、また、アウターライズ地震なども含めて地震が頻発をしています。そういう点で、震度7クラスの直下型地震、例えば阪神大震災を起こした地震と同じような規模の地震ということですが、一つは、例えば取手地域を震源とする震度7クラスの地震、県からの給水について、県企業局利根川浄水場になるわけですが、この被害想定や復旧について、企業団として、どんなような把握をされているかお聞きしたいと思います。

それから、水道施設の復旧ですが、危機管理マニュアルでは、震度7クラスの地震の場合に県南水道企業団として10日以上かかると。でも、それでも、人が足りない、人が足らなくなるというようなことを言っております。そういう点では、それまでの間1カ月くらい断水するのか、非常に対応が必要になるだろうというふうに思っています。先ほどの議案についての討論の中でもありましたように、この県企業団の管内だけで1,075カ所の受水槽があるという答弁がありました。これは、各小学校、中学校も含めて、さまざまな場所に、多くのところは地上にあります。こうした給水槽の水、こういう水も含めて、やはり飲料水として使う、あるいは雑排水、生活のための水として、トイレなんかも含めてなんですが、そういうところでも使うことができると思うんですが、こういうことも含めて、飲料水など、新たな展開はあるでしょうか。また、県南水道企業団に加わる行政との連携などで、新たな展開はあるでしょうか。お聞きしたいと思います。

以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。亀田誠男次長。

< 亀田誠男次長 登壇 >

亀田誠男 次長

関戸議員のご質問にお答えします。

初めに、2011年3月20日から23日の利根川の水の放射性ヨウ素131の数値データの公表を県に求めるべきであるとありますが、再度、茨城県企業局に問い合わせしたところ、平成23年3月23日までは、茨城県として放射能検査を実施していないとの回答であります。

次に、利根川からの水道水に含まれた放射性ヨウ素131の対応で甲状腺検査の実施を国に求めよとのことについてでございますが、放射性物質による健康影響検査については、当企業団の構成市町において対応しておりますので、当企業団としては、国に要請することは考えておりません。

次に、乳幼児を持つ家庭で水道水を飲料水として使用していないその実態について、水



道事業者として把握する必要があるのではというご質問ではありますが、乳幼児を持つ家庭への実態調査等を行っておりませんので、以前の議会においてお答えいたしましたとおり、正確な件数等は把握しておりません。しかし、乳幼児を持つ家庭に限らず、飲料水はスーパーやコンビニ等で買って飲んでいる家庭が少なからずあるということは認識しております。

水道事業者の責務として、法定水質検査や水道水中の放射性物質検査の結果をお客様に知らせることで、安全で安心して飲料水としてお使いいただけるよう努めております。

次に、中層マンション、特に5階建てということでございますが、その水道直結方式についてでございますが、受水槽にかわる給水方式として、配水圧による直結給水方式、配水管に直結する加圧ポンプによる直結加圧給水方式があります。どちらも配水管の増径、増圧及び老朽管、石綿セメント管の布設替えも必要となります。

戸頭配水場に近いマンションについては、配水場とマンションとの高低差がありません。配水圧を上げると石綿セメント管、老朽管等には影響を及ぼす恐れがあり、現状では直結給水は不可能だと考えております。

このようなことから、安定した給水を行うために、当企業団は、3階以上の建物において、原則、受水槽方式としております。ご理解をお願いいたします。

今後、3階以上の直結給水方式に対する研究は積極的に行います。

次に、再度、震度7クラスの直下型地震への対応について問うということで、その被害について、復旧するまでの期間をどのように捉えているのかについてでございますが、まず、県企業局利根川浄水場に関しては、災害時には、早急な施設応急復旧に向けた対策や手順の確認はしているものの、震度7クラスの直下型地震に対する施設の被害想定は、特に行っていないとのことであります。復旧日数についても、数日程度を要するというところであります。

また、当企業団の水道施設の被害想定については、水道事業危機管理マニュアルにありますように、南関東直下地震被害想定調査の被害率で計算しますと、主要30施設を被害率1.45%で計算し、0.44カ所となり、管路被害としては824件の被害予測の計算結果となります。復旧期間は、管路を含め、損傷程度により時間単位から年間単位と想定しています。しかしながら、東日本大震災では、各配水場で給水に支障が起こる被害がなかったため、主要構造物及び管路の耐震化を促進することを前提として、致命的な被害はないと想定しております。

次に、当企業団と構成市町との連携についてとのことですが、構成市町の地域防災計画改定の際、担当部署と協議をして、応急給水の役割分担を再確認し、その中で当企業団の主要業務は、配水管の早期復旧、これに当たるとして、応急給水については、構成市町の職員が当企業団と連携して行うという内容となっております。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。11番、関戸 勇議員。

<11番、関戸 勇議員 登壇>

11番（関戸 勇 議員）

関戸です。2回目です。

震度7クラス程度の直下型地震、あの2011年の地震は震度6弱ですから、本当にそういう意味では震度7、数十倍のエネルギーということになると思います。それで、やはりそういうのを覚悟しなきゃなんないと、その上での、そういう上で対応をするということがやっぱり求められているだろうというふうに思っています。もちろん各行政とも、そういうことからのいろいろな対応をしているというふうに思っています。

先ほどの質問の最後に申し述べた1,075カ所、このほとんどが地上にある受水槽であります。県南水道から水が入って、地上にある。例えば学校で言えば、その地上にある受水槽からポンプアップして学校の屋上にある高架水槽に水を入れて、そこから使っている格好で、あるいは受水槽からポンプアップしてマンションのように送っている、そういういろいろな形式があると思います。ただ、いずれにしても地上にすごくたくさん受水槽が出てきているわけでありまして。しかも、地上にあるということは、その水を使うのは、地下にあるのをくみ上げるのと違って、それほど難しくない。もちろん水道水としてどこまで使えるのか、何日まで使えるのか、その後、一般の水としてどう使うのか、いろいろあるというふうに思います。

いずれにしても、県南水道のほうで、こういう受水槽などの把握をしているでしょうから、ぜひ、そういうことも含めて、下にコックをつけてやれば水が出るわけですから、水道管がどんなに壊れても、受水槽にコックをつければ出るわけですから、そういうことも含めて、ぜひ関係行政との連携も含めて、連携の中でも、そういう点について、しっかり取り組んでいただければというふうに思っております。そこだけ、お答えいただければと思います。

以上です。

椎塚俊裕 議長

答弁を求めます。地湧喜順工務課長。

<地湧喜順工務課長 登壇>

地湧喜順 工務課長

関戸議員のご質問にお答えいたします。

災害緊急時の受水槽の使用についてでございますが、飲料水の確保という意味では大変重要と考えております。震災以降、受水槽に蛇口を取りつけないというお客様は何件かありました。しかし、その数は、うちのほうでまだ把握しておりません。

以上でございます。

椎塚俊裕 議長

細谷雄一 経営企画課長。

< 細谷雄一 経営企画課長 登壇 >

細谷雄一 経営企画課長

関戸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

構成市町との連携をこれからも強化していくように、災害時の対応について、もっとこれから強化していくべきではないかということでご質問であります。もちろん災害時、被災の損傷度合によって、復旧率、断水率、かなりこれは計算どおりいきません。ですので、そういった意味で想定しまして、これから地域防災計画の見直し等もあるかと思いません。そういう機会も利用しまして、連携をさらに強化していきたいと思えます。

以上であります。

椎塚俊裕 議長

答弁が終わりました。これで関戸 勇議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

椎塚俊裕 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

平成27年第1回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 4時22分 閉 会

会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 11番

議員 12番